

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請について

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」につきまして、制度の適用を希望される場合には、下記に記載の内容をご確認いただき、申請書に必要事項をご記入のうえ、豊丘村役場ふるさと豊丘応援隊担当宛に提出いただきますようお願いいたします。

○ワンストップ特例制度とは

確定申告や住民税の申告を行わない給与所得者及び年金所得者が寄附をした場合に、寄附先が5自治体以内であれば、確定申告が不要になる制度です。

※提出後に住所変更があった場合などは届け出が必要です。寄附金税額控除に係る申告特例申請事項変更届出書を印刷いただき、ご記入の上ご提出ください。

※提出期限（令和5年1月10日必着）を過ぎた場合、申請書を受け付けできませんのでご了承ください。

ワンストップ特例制度を利用するには、申請書の提出が必要です。

提出期限:令和5年(2023年)1月10日必着

◇申請の受け付け確認について

- ・申請書の受付が完了した際には、ご登録のアドレスへメールにてご連絡をさせていただきます。
- ・アドレスの登録がない寄附者様へは、「申請書受付書」を郵送いたします。

※QRコードから、寄附金税額控除に係る申請書等のダウンロードができます。



【お問い合わせ先】

〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地
豊丘村役場 総務課 企画財政係
電話：0265-35-9050 FAX：0265-35-9065
電子メール：ouentai@vill.nagano-toyooka.lg.jp

裏面の「ワンストップ特例申請書の記入と添付書類について」も必ずお読みください

ワンストップ特例申請書の記入と添付書類について

その1 ワンストップ特例制度が適用されるかお確かめください

次の方はワンストップ特例が適用されません。寄付金控除には確定申告が必要です。

①確定申告をする、または住民税の申告をする予定の方

医療費控除等を受けるために確定申告が必要な場合は、ワンストップ特例制度を利用できません。

②6自治体以上へ寄付された方

同じ自治体への寄附は、回数に関わらず1自治体の扱いとなります。

上記以外の方は、申請書のチェックボックス2箇所にをしてください。

その2 住所・氏名がすべて一致している確認書類を添付してください。

証明書のうち、有効期限の記載があるものは期限内のものをご用意ください。

住民票は、申請日から3ヶ月以内の発行日が記載されているものをご用意ください。

確認書類は、下記3パターンのうち、いずれかの書類をご用意ください。コピーした書類は、切り取って申請書に貼り付けてください。

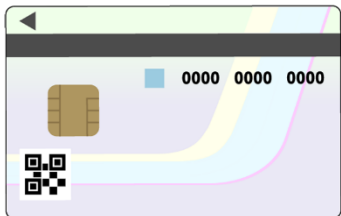
マイナンバーカードをお持ちの方

マイナンバーカード（写し）

●表面



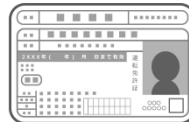
●裏面



マイナンバー通知カードのことはありません。顔写真付きのものを提出してください

公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちの方

「公的機関発行の写真付き本人確認書類」に該当するものは以下のとおりです。写しを提出してください。



- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・住民基本台帳カード
- ・在留カード
- ・特別永住者証明書
- ・運転経歴証明書

各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



公的機関発行の写真付き本人確認書類をお持ちでない方

氏名、生年月日、住民票の住所がわかる公的機関が発行した書類 2点以上の写し。



- ・健康保険証
- ・国民年金手帳
- ・印鑑登録証明書
- ・各種納税証明書
- ・公共料金の領収書
- ・源泉徴収票

など

各資料の裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。



マイナンバー通知カード（写し）または住民票（マイナンバー記載あり）（写し）



通知カードの裏面に住所変更の追記がある場合は、必ず追記部分のコピーも提出してください。

※通知カードの住所が変更されていない場合、ご利用いただけません。住民票をご用意ください。